

交通部長のしおり



長後地区交通安全対策協議会

1. はじめに

「交通安全・事故防止」は、わたしたちが暮らしているなかで重要な目標であり、課題です。春、夏、秋、年末と年4回の「交通事故防止運動」が全国的に展開されていますが、交通事故の発生は後を絶たない状況です。

近年では、長後地区でも死亡事故が発生しており、特に注意が必要です。また高齢者の事故や自転車の事故も増えています。長後地区は市内のなかでも高齢化率が高く、地域のお年寄りが事故に遭う危険性が多くあります。また、わたしたちにとって身近で便利なはずの自転車も、交通ルールを守らずに乗ってしまうと、交通事故を引き起こす危険性があります。

悲惨な交通事故を発生させないためにも、地域内の安全意識の高揚と交通ルールの周知・徹底に努めなくてはなりません。

交通部長の皆さまにおかれましては、今後地域の交通課題等へのご意見や、啓発活動、見守り活動に積極的に取り組んでいただければ幸いです。今後ともご協力の程、よろしくお願いいたします。

2. 交通安全対策協議会の目的と役割

交通安全対策協議会（以下 交対協）とは、自治会連合会の部会組織のうちのひとつであり、交対協のほかに防災推進協議会や防犯協会、生活環境協議会、青少年育成協力会があります。これらの地域団体はそれぞれの目的に応じて各種活動を展開し、地域における役割を担っています。

わたしたち交対協は、地域における交通安全意識の高揚と交通事故防止に向けて、啓発キャンペーンや街頭指導等を実施しています。また、近年では増加する高齢者や自転車による事故対策のため、改めて交通ルールについて学ぶことができるよう、関係機関と連携し交通安全教室の開催なども行っています。

長後地区から交通事故を防止するため、啓発活動や街頭指導などを通じて、地域の一人ひとりが交通ルールを正しく守り、互いに助け合いながら安心して暮らすことができるよう努めていくことがわたしたち交対協の役割であると考えています。

3. 交通部長の役割

交通事故の防止、交通安全ルールの周知・徹底のために、長後地区交通安全対策協議会の会員として様々な活動へのご参加、ご協力をお願いします。主な参加内容については次のとおりです。

- (1) 交通安全運動への協力、参加
- (2) 交通安全に関する情報の自治会・関連機関等への伝達
- (3) 交通安全街頭指導の実施
- (4) マナーアップ運動等への参加
- (5) その他交通安全に関する事業への参加・協力

4. こんなときは・・・

交通は、人・車両・道路・規制などをはじめ様々な分野に関わりをもちます。有事の際の対応については、次のとおり参考としてください。

- 自治会・地域における啓発活動や交通に関わるご相談 など
⇒長後地区交通安全対策協議会
【事務局】長後市民センター TEL 0466-44-1622
- 市内における啓発事業や交通安全教室の開催等について
⇒藤沢市役所 防犯交通安全課 TEL 0466-50-8250
- 道路に係わること
 - ・ 安全施設（カーブミラーの方向直し・新設等、Tマーク・スクールゾーン等の路面表示、道路照明灯の不点灯）
 - ・ 道路の修繕⇒藤沢市役所 道路維持課 TEL 0466-50-3548
- 国道、県道に係わること
⇒神奈川県藤沢土木事務所 道路維持課 TEL 0466-26-2111(代)
- 交通規制に係わること
次の項目等については、警察署の管轄となります。
 - ・ 信号機 ・ 停止線 ・ 横断歩道 ・ 交通規制、規制標識 などに関すること⇒藤沢北警察署 TEL 0466-45-0110

★その他自治会や地域に関することでお困りのことがありましたら、長後市民センター地域担当（直通 TEL 0466-44-1622）までご連絡・ご相談ください。

交通部長の皆さまには日頃から自治会内の交通状況に目を向けていただき、交通事故防止・交通ルールの周知・徹底に努めていただくようご協力お願いします。

みんなで守ろう！
交通ルール

